

# 定 款 及 び 諸 規 程

新 城 市 土 地 開 発 公 社

# 新 城 市 土 地 開 発 公 社 定 款

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (名称)

第 2 条 この土地開発公社は、新城市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

### (設立団体)

第 3 条 公社の設立団体は、新城市とする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 公社は、事務所を愛知県新城市字東入船 1 1 5 番地に置く。

### (公告の方法)

第 5 条 公社の公告は、新城市公告式条例（平成 1 7 年新城市条例第 4 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行う。

## 第 2 章 役員及び職員

### (役員)

第 6 条 公社に、次の役員を置く。

#### (1) 理事 1 2 名以上 1 5 名以内

うち 理事長 1 名

副理事長 1 名

常務理事 1 名

#### (2) 監事 2 名

### (役員の職務及び権限)

第 7 条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

4 理事は、規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号。以下「法」という。）第 1 6 条第 8 項に規定する職務を行う。

(役員の任命)

第8条 理事及び監事は、新城市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 副理事長及び常務理事は、理事のうちから理事長が任命する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行われなければならない。

(役員の兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(役員の辞任及び解任)

第11条 役員が辞任しようとするときは、辞任届を新城市長に提出しなければならない。

2 新城市長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認められる場合には、その役員を解任することができる。

(職員)

第12条 公社の業務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任命する。

3 職員は、理事長の命を受け業務に従事する。

(兼職の禁止)

第13条 常任の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

### 第3章 理事会

(設置及び構成)

第14条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第15条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の半数以上の者若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって、請求があったときに、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議事)

第16条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 業務方法書の制定、改正又は廃止

(3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

(5) 規程の制定、改正又は廃止

(6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(7) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

(議事録)

第18条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名しなければならない。

#### 第4章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第19条 公社は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

ア 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ウ 公営企業の用に供する土地

エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

オ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業並びに造成地について借地借家法（平成3年法律第90条）第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き同法第24条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。）の用に供するため賃貸する事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

（業務方法書）

第20条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

#### 第5章 基本財産の額その他資産及び会計

（資産）

第21条 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 公社の基本財産の額は770万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

|     |       |
|-----|-------|
| 新城市 | 610万円 |
| 設楽町 | 70万円  |
| 東栄町 | 50万円  |
| 豊根村 | 40万円  |

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを取り崩してはならない。

4 公社の資産は、法に特別の定めがある場合を除くほか、理事会の議決に基づいて理事長が管理する。

（事業年度）

第22条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（予算）

第23条 公社は毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に新城市長の承認を受けなければならない。これを変更しよ

うとするときも同様とする。

- 2 理事長は、第 17 条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、新城市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。

この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

(財務諸表)

第 24 条 公社は毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て 5 月 31 日までに新城市長に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第 25 条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

- 2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第 26 条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は地方債の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

## 第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第 27 条 この定款の変更（公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和 47 年政令第 284 号）第 6 条に定める事項に係るものを除く。）は、新城市議会の議決を経て、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

## 第 7 章 解 散

(解散)

第 28 条 公社は、理事会で出席理事の 4 分の 3 以上の同意を得た上、新城市議会の議決を経て、愛知県知事の認可を受けたときに解散する。

- 2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会の議決を得た上、新城市議会の議決を経て、愛知県知事の認可を受けて第 21 条第 2 項の出資の額に応じて、それぞれ出資した地方公共団体にこれを分配する。

## 第8章 雑 則

(規程への委任)

第29条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

### 附 則

- 1 この定款は、土地開発公社への組織変更の日から施行する。
- 2 公社の最初の役員の任期は、第9条の規定に係わらず、公社への組織変更の日から昭和50年3月31日までとする。
- 3 公社の最初の事業年度は、第22条の規定に係わらず、この公社への組織変更の日の翌日から昭和49年3月31日までとする。

### 附 則 ( 2. 7. 4 )

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

### 附 則 ( 13. 3. 30 )

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

### 附 則 ( 17. 9. 22 )

この定款は、新「新城市」及び新「設楽町」については平成17年10月1日より、又、新「豊根村」については平成17年11月27日より施行する。

### 附 則 ( 20. 1. 9 )

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

### 附 則 ( 21. 1. 22 )

この定款は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

### 附 則 ( 30. 5. 18 )

この定款は、新城市土地開発公社理事会の議決のあった日から施行する。